

平成 29 年 6 月

愛読者各位

株式会社日本法令

『 社労士V 29 年受験 15 年分から厳選！ムダなし！

条文順過去問題集【健保・社一編】 』

法改正による変更と誤植による訂正箇所をお知らせいたします。誤植については、お詫び申し上げます。
これに伴い、本書の記述を下記のように改めてください。

● 健康保険法【 法改正 】

該当箇所	修正前	修正後
P27 下側吹出し	次の①から⑤までの要件を満たすものは、…	<u>1 週間の所定労働時間又は 1 月間の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 未満である短時間労働者であっても、</u> 次の①から⑤までの要件を満たすものは、…
P38 法 41 条 ①	<u>特定適用事業所に使用される短時間労働者</u>	<u>1 週間の所定労働時間又は 1 月間の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 未満である短時間労働者</u>
P39 法 41 条 ①	<u>特定適用事業所に使用される短時間労働者</u>	<u>1 週間の所定労働時間又は 1 月間の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 未満である短時間労働者</u>
P42 法 43 条の 2 ②	<u>特定適用事業所に使用される短時間労働者</u>	<u>1 週間の所定労働時間又は 1 月間の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 未満である短時間労働者</u>
P43 法 43 条の 2 ②	<u>特定適用事業所に使用される短時間労働者</u>	<u>1 週間の所定労働時間又は 1 月間の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 未満である短時間労働者</u>

P51 法 48 条ほか 必須の知識	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期限</th> <th>届出の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 日 以内</td> <td> ①新規適用事業所の届出 ②適用事業所に該当しなくなっ った場合の届出 ③被保険者資格取得届◆ ④賞与支払届◆ ⑤被保険者資格喪失届◆ ⑥事業主氏名等変更届 ⑦事業主変更届（変更後の事業主 が届出） ⑧給付制限事由(刑事施設等への 拘禁)該当・不該当の届出 </td> </tr> </tbody> </table>	期限	届出の種類	5 日 以内	①新規適用事業所の届出 ②適用事業所に該当しなくなっ った場合の届出 ③被保険者資格取得届◆ ④賞与支払届◆ ⑤被保険者資格喪失届◆ ⑥事業主氏名等変更届 ⑦事業主変更届（変更後の事業主 が届出） ⑧給付制限事由(刑事施設等への 拘禁)該当・不該当の届出	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期限</th> <th>届出の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 日 以内</td> <td> ①新規適用事業所の届出 ②適用事業所に該当しなくなっ った場合の届出 ③被保険者資格取得届◆ ④賞与支払届◆ ⑤被保険者資格喪失届◆ ⑥事業主氏名等変更届 ⑦事業主変更届（変更後の事業主 が届出） ⑧給付制限事由(刑事施設等への 拘禁)該当・不該当の届出 ⑨特定適用事業所該当届 ⑩被保険者区分変更届（「4 分の 3 基準」を満たさない短時間労 働者であるかないかの区分に 変更があったとき） </td> </tr> </tbody> </table>	期限	届出の種類	5 日 以内	①新規適用事業所の届出 ②適用事業所に該当しなくなっ った場合の届出 ③被保険者資格取得届◆ ④賞与支払届◆ ⑤被保険者資格喪失届◆ ⑥事業主氏名等変更届 ⑦事業主変更届（変更後の事業主 が届出） ⑧給付制限事由(刑事施設等への 拘禁)該当・不該当の届出 ⑨特定適用事業所該当届 ⑩被保険者区分変更届（「4 分の 3 基準」を満たさない短時間労 働者であるかないかの区分に 変更があったとき）
	期限	届出の種類								
5 日 以内	①新規適用事業所の届出 ②適用事業所に該当しなくなっ った場合の届出 ③被保険者資格取得届◆ ④賞与支払届◆ ⑤被保険者資格喪失届◆ ⑥事業主氏名等変更届 ⑦事業主変更届（変更後の事業主 が届出） ⑧給付制限事由(刑事施設等への 拘禁)該当・不該当の届出									
期限	届出の種類									
5 日 以内	①新規適用事業所の届出 ②適用事業所に該当しなくなっ った場合の届出 ③被保険者資格取得届◆ ④賞与支払届◆ ⑤被保険者資格喪失届◆ ⑥事業主氏名等変更届 ⑦事業主変更届（変更後の事業主 が届出） ⑧給付制限事由(刑事施設等への 拘禁)該当・不該当の届出 ⑨特定適用事業所該当届 ⑩被保険者区分変更届（「4 分の 3 基準」を満たさない短時間労 働者であるかないかの区分に 変更があったとき）									
P145 問 9 エ	<p>なお、特定適用事業所に使用される 短時間労働者ではないものとする。</p>	削除								

●社会保険に関する一般常識【法改正】

なし

●社会保険に関する一般常識【正誤】

該当箇所	誤	正
P196 確定拠出年金法Ⅱ 企業型年金 ②	企業型記録関連運営管理機関	確定拠出年金運営管理機関